

# 神戸(表六甲河川)地域総合治水推進計画

【概要版】(案)

資料5-1

神戸(表六甲河川)地域では、昭和13年7月の阪神大水害を契機に、洪水を安全に「ながす」ための河川下水道対策を進めてきており、現在の河川や下水道は高い水準の治水安全度を有しています。しかしながら、近年は集中豪雨や局地的な豪雨が頻発する傾向にあり、全国的に見ると平成24年7月に熊本県で1時間降水量108ミリ、平成25年7月に山口県で1時間降水量143ミリを記録しました。



三宮そごう前(現フラワーロード)を流れる濁流(昭和13年 阪神大水害)

こうした想定を超える降雨に対しても市街地の治水安全度を高めるためには、従来の河川下水道対策による「ながす」だけでは、対応が困難になってきています。

本計画は、県の総合治水条例(平成24年4月1日施行)に基づき、これまでの「ながす」に加え、「ためる」、「そなえる」を組み合わせ、県、神戸市および県民が相互に連携しながら協働して推進していく総合治水をとりまとめたものです。

## 計画地域

本計画は、人口・資産が高度に集積する神戸市南部の地域(面積約196km<sup>2</sup>、20水系54河川)を対象としています。当該地域は、海岸線より2~4kmの位置に山が迫っており、山から海にかけて、急勾配の地形となっていることから、洪水の流出が早いという特徴があります。

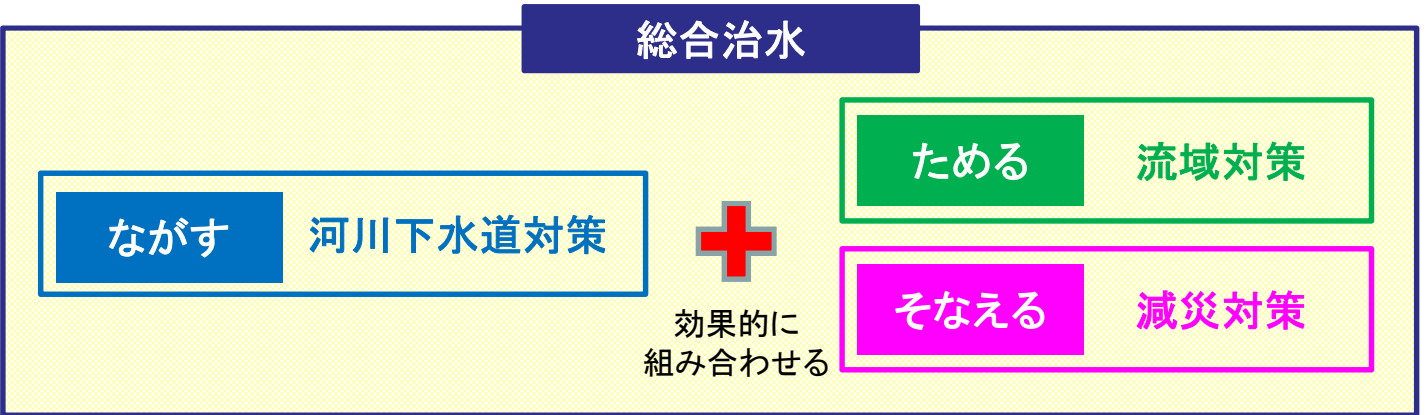


※ 本計画は、現在検討中であり、内容は変わる可能性があります。

# 総合治水とは

これまでの治水は、「降った雨を河川や下水道に集めて早く安全に流す」ことを基本とし、川幅を拡げたり、雨水管を設置するなどの河川下水対策を進めてきました。一方、開発や都市化の進展、多発する集中豪雨などにより、従来よりも一気に雨水の流出が増え、浸水による被害が拡大しています。

そこで、これまでの河川下水道対策(ながす)に加え、雨水を一時的に貯留・地下に浸透させる流域対策(ためる)や、浸水してもその被害を軽減させる減災対策(そなえる)を組み合わせた総合治水に取り組むことが重要となっています。



## 「ながす」・「ためる」・「そなえる」とりくみ

大雨による水害から命と暮らしをまもるために、県や市町とともに「総合治水」にとりくみましょう。

まちを守るために、みんなでとりくもう!

- 1 ためる** 森をまもってためる (Protect forests to store water)
- 2 ためる** ため池でためる (Store water in reservoirs)
- 3 ためる** 駐車場でためる (Store water in parking lots)
- 4 ためる** 土や緑が減ったかわりに池をつくってためる (Create ponds to replace lost soil and greenery)
- 5 ためる** タンクでためる (Store water in tanks)
- 6 ためる** 学校・公園でためる (Store water at schools and parks)
- 1 そなえる** 浸水する範囲を知る (Know the flooding range)
- 2 そなえる** 川の水位や雨の状況を知る (Know river water levels and rain conditions)
- 1 ながす** ダムをつかって川の水を減らす (Use dams to reduce river water)
- 2 ながす** 川を大きくして流せる水を増やす (Enlarge rivers to increase flow)
- 3 そなえる** 避難訓練をする (Conduct evacuation drills)
- 4 そなえる** へいをつくる (Create safe zones)

## ■ 近年の浸水被害

平成11年6月29日の梅雨前線豪雨では、改修前の新湊川の洗心橋付近があふれ、東山商店街を中心に被害が発生しました。また、三宮南地区は地盤が低いため、従来より高潮時には浸水被害が生じており、平成16年度には神戸港の満潮時刻に台風による高潮が重なり、4度にもわたり浸水被害が発生しました。さらに、平成22年7月15日の集中豪雨では、長田区で172戸の床上・床下浸水被害が発生しました。



## ■ 基本目標

近年、集中豪雨等により地下街等が浸水するなど都市機能が大きく損なわれるような水害が発生しています。本計画地域では、住吉川などで河川改修が完了し、一定の治水安全度を有していますが、想定を超える降雨に対しても、第一に**人的被害の回避・軽減**を図ること、第二に**県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避**を図ることが必要であり、本計画ではこれらを基本目標とします。

基本目標を達成するため、本計画では、河川や下水道の整備が未了の地域での「ながす」対策を中軸としながら、その他の地域においても**県立施設で先行して「ためる」**を実施し、総合治水推進の気運を高めていきます。また、県、神戸市、県民が協働して「そなえる」に取り組んでいきます。

## 集中豪雨による被害 ～都賀川の水難事故～

平成20年7月28日、都賀川では突発的な集中豪雨により、10分間に1.3mという急激な水位上昇が生じ、河川敷で遊んでいた小学生など16人が流されるという事故が発生しました。

現在では、大雨・洪水注意報発表時には親水階段に設置した門扉を閉める取り組みを実施しています。

今後は、神戸大学が行っている都賀川の流出特性の実験・研究を基に、初期出水対策に有効な方策を検討していきます。



平成20年7月28日  
都賀川(甲橋)  
水位上昇状況

## ■ 総合治水の推進に関する基本的な方針

### 「ながす」(河川下水道対策)

県および神戸市は、河川整備計画等に基づき、築堤、河床掘削、河道拡幅等の整備および適切な維持管理を実施します。また、神戸市は、下水道計画(雨水)に基づき、雨水管等の整備および適切な維持管理を実施します。

### 「ためる」(流域対策)

県および神戸市は、各公共施設の改築・修繕を実施する場合には、それぞれの施設の持つ機能を損なわない範囲において、可能な限り雨水の浸透・貯留に配慮した施設の整備に努めます。また、森林の保全、調整池の設置などを実施し、河川や下水道等への雨水の流出抑制に努めます。

### 「そなえる」(減災対策)

県、神戸市および県民は、総合治水に関する意識の醸成に努めるとともに、「水害リスクに対する認識の向上(知る)」、「情報提供体制の充実と水防体制の強化(支える)」、「的確な避難のための啓発(逃げる)」、「水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え(備える)」を4本柱として減災対策を推進し、人的被害の回避・軽減、県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を図ります。

## ■ 計画期間

本計画の期間は、平成26年度から概ね10年間とします。

総合治水対策は、浸水被害軽減を目指し、県、神戸市および県民等の様々な主体が連携して多岐にわたる取り組みを継続する長期的な対応が必要です。本計画は、総合治水の気運を高めるとともに、各主体が共通認識を持つための第1ステップとして、平成26年度から概ね10年間で計画期間として取り組んでいきます。

本計画策定後も、県、市および県民は協議会において、毎年、計画の進捗状況を把握します。また、3年ごとに総点検を行い、10年後に次期計画を策定します。ただし、社会情勢の変化等を勘案し、計画の見直しを適宜行います。

### フォローアップのイメージ

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
進捗状況の把握		○	○	○	○	○	○	○	○	○
総点検(中間見直し)				○			○			○

## ■ 「ながす」 河川下水道対策

「ながす」は治水を行う上で最も重要な対策であり、県および神戸市は河川下水道対策を推進していきます。

## 「河川対策」

新湊川水系	・河口から庄田橋付近までにおいて高潮対策を実施します。
妙法寺川水系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河口から広瀬橋までにおいて河床掘削、河道拡幅、橋梁の架け替えを実施します。</li> <li>・車地区下流部で河床掘削、橋梁の架け替え等を実施します。</li> <li>・整備計画に位置づけられた河道整備を優先した上で、更なる治水安全度の向上を図る河川対策(貯留施設等)を検討します。</li> </ul>
宇治川水系 及び鯉川水系	・河川整備計画の検討を進めます。

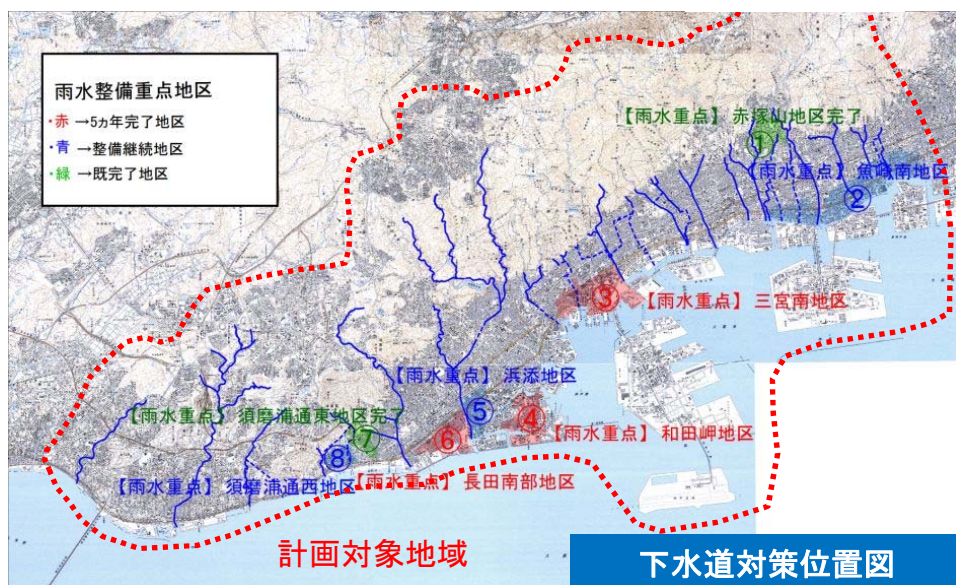


## 「下水道対策」

神戸市では、10年に1回程度発生する降雨に対しても浸水が起こらないように雨水幹線を整備しています。

特に、浸水に対する危険性が高い8地区を雨水整備重点地区として位置づけて浸水対策を進めており、これまでに2地区の雨水幹線整備が完了しています。また、3地区の整備が平成27年度に完成する予定です。

今後も神戸市の下水道計画等に基づき、安全で安心な暮らしの実現、施設の効果的な活用を目指した下水道等の整備および維持を推進します。



## ■「ためる」 流域対策

流域対策は、様々な土地・施設の所有者、管理者それぞれが、以下のような対策を実施・保全することで雨水の流出抑制を行います。各対策の規模や効果は小さくても、これらを積み上げていくことで浸水被害の軽減につながります。

流域対策の実施には、土地・施設の所有者、管理者の理解と協力が不可欠で、県、神戸市および県民が連携を図りながら適切な役割分担のもと対策を行います。

### 「調整池の設置および保全」

### 「土地等の雨水浸透・貯留機能の確保」

### 「森林など流出抑制機能を有する土地の保全等」

## ■「そなえる」 減災対策

河川下水道対策や流域対策を着実に進めることとあわせて、関係自治体や地域と協力し、水害が発生した場合でも被害を小さくする減災対策について、より一層の充実に努めます。

### 「水害リスクに対する認識の向上」（知る）

### 「情報伝達体制の充実と水防体制の強化」（支える）

### 「的確な避難のための啓発」（逃げる）

### 「水害に備えるまちづくりと水害からの復旧」（備える）

## ■ モデル地区の選定

先導的な取り組み事例等の情報発信を行い、その共有を図るなど、計画地域全体に総合治水の理解を深めていき、行政、県民、関係者が相互に連携しながら本計画を推進していけるよう、モデル地区を選定して整備を進めます。

#### 【問い合わせ先】

兵庫県神戸県民センター 神戸土木事務所 企画調整担当  
〒653-0055 神戸市長田区浪松町3丁目2-5 （兵庫県西神戸庁舎内）  
TEL 078-737-2382 FAX 078-735-4059